

<別紙>

「大学院修学休業制度」による教員の大学院研修に関する留意事項

平成13年4月1日施行の「大学院修学休業実施要綱」に基づき、教員が大学院を受験しようとする場合は、次の各点に留意して、手続をしてください。

1 資 格

次の①～③のいずれにも該当する主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭

- ① 申請時において、県内公立学校における3年以上の教諭としての勤務経験を有し、かつ、定年退職日までに5年以上の期間を有する者
- ② 各大学の大学院募集要項に規定される資格を有する者
- ③ 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状を既に所有し、専修免許状を新たに取得しようとする者

2 入学志願者の受験等に際する同意及び修学休業許可を得るための手続

- ① 市町村立（組合立）学校の教員（県費負担教職員に限る。）の場合
 - ・ 受験しようとする者は、受験同意願（第1号様式）及び学校長副申（第2号様式）を市町村教育委員会教育長に提出する。市町村教育委員会教育長は、協議書（第3号様式）に上記書類を添付して県教育委員会教育長に提出し、受験同意を得る。
 - ・ 同意を受けた受験者は、試験の結果を、可否の如何に関わらず、速やかに大学院等受験結果報告書（様式任意、通知書写し添付）により、市町村教育委員会教育長を通じ、県教育委員会教育長に報告する。
 - ・ 合格者は、速やかに修学休業許可申請書（第5・6号様式及び「大学院修学休業許可申請について（内申）」）を、市町村教育委員会教育長を通じ、県教育委員会教育長に提出する。
- ② 県立学校の教員の場合
 - ・ 受験しようとする者は、受験同意願（第1号様式）及び学校長副申（第4号様式）を県教育委員会教育長に提出し、受験同意を得る。
 - ・ 同意を受けた受験者は、試験の結果を、可否の如何に関わらず、速やかに大学院等

受験結果報告書（様式任意、通知書写し添付）により、学校長を通じ、県教育委員会教育長に報告する。

- ・ 合格者は、速やかに修学休業許可申請書（第5・7号様式）を、学校長を通じ、県教育委員会教育長に提出する。

3 受験同意

次のいずれかに該当する場合は、県教育長は、同意願出者が試験を受けることに同意しないものとする。

- ① 同意願出者の履修しようとする大学院の課程等が、当該履修により専修免許状の授与を可能とするような形態になっていないとき。
- ② 大学院の課程等に係る在学形態が、当該同意願出者の本来の勤務と両立するものであるとき。
- ③ 職務を通じて培った課題意識を基にして大学院の課程等において専門的な研究に従事することにより、その資質を高め、その研究の成果を学校教育に還元するという研修意欲が当該同意願出者において不十分であると認められるとき。
- ④ 休業を許可することによって、学校運営、人事管理等における著しい支障が生じるものと認められるとき。

4 その他

- ① 大学院修学休業期間は、原則として2年以内で年を単位とする。
- ② 大学院修学休業期間内において休職・停職処分を受けた場合や、休学・退学、あるいは頻繁な授業欠席等研修状況に変化があった場合は、大学院修学休業許可の失効、取り消し等必要な措置をとる。